# 令和5年第5回

座間市農業委員会定例総会

日時·令和5年5月25日(木) 午後1時30分

場所·座間市役所 6 F全員協議会室

## 第5回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年5月25日、第5回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

## 会議に出席した委員

1	加	藤	博	之
- 1	/./Ц	HAE	1 <del>7.1.</del>	N

3 曽 根 覚

4 鈴 木 寛 幸

5 小 林 多賀雄

6 飯 島 英 勝

7 大 木 秀 春

8 小 野 たづ子

9 井 上 俊 春

10 小 泉 聡

11 草 薙 初 夫

12 大 矢 義 孝

## 会議を欠席した委員

2 吉 川 充

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

澤田富美雄、若菜成之

## 書記は次のとおり

1 事務局長 田川 敦子

2 次 長 曽根 和士

3 庶務係長 河野 誠

4 主 事 補 東 田 佑太郎

## 議 事 日 程

1 議事録署名委員の指名について

2 諸報告について

3 報告第10号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について

4 報告第11号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について

5 議案第28号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

6 議案第29号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

7 議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

その他

#### 午後1時30分開会

議 長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。

これより令和5年第5回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、2番吉川充委員から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。また、 農地利用最適化推進委員の大木秀夫委員も欠席と連絡が入っておりますのでよろしく お願いします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、6番飯島英勝委員、7番大木秀春 委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和5年4月28日(金)から令和5年5月24日(水)までの概要でございます。

先月、4月28日(金)、この場所におきまして、令和5年第4回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条が、6件、8筆、農地法第5条が、6件、8筆の市街化区域の農地転用届出及び農地法第18条第6項の規定に基づく貸借の合意、解約通知について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、 3件、8筆、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件、3筆、引き続き 農業経営を行っている旨の証明について、2件、4筆、令和6年度県農林業施策並び に予算に関する要望についての以上7議案につきましてご審議、ご承認をいただきま したので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、5月4日(木)に開催された座間市大凧まつりの開会式に、会長が来 賓として出席しています。

5月9日(火)には大和市役所で、県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、 会長と職務代理が出席しました。

5月17日(水)には農地部会を開催し、本日の議案に対し現地確認と事前協議を行っております。

5月19日(金)には米ディハウスで、市ひまわり推進協議会通常総会が開催され、 会長が来賓として出席しました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計9件でございます。内容 は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせてい ただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第10号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について 及び日程第4、報告第11号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務 局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第10号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年5月25日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続けまして、日程第4、報告第11号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年5月25日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第3条の許可届出については、記載のとおりでございます。

法第4条の届出について、地目、畑が3筆、地積、1,306.12㎡。

法第5条の届出について、地目、田が4筆、地積、2,028㎡、畑が6筆、地積、1,586㎡。

合計としましては、田が5筆、地積、2,309㎡、畑が14筆、地積、5,903.12㎡、総

合計としまして、筆数、19筆、地積、8,212.12㎡。 以上でございます。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第28号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第28号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切な ものと認められるので議決を求めます。

令和5年5月25日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

配布資料3ページをご覧ください。

譲渡人は、相模原市南区双葉二丁目

譲受人は、相模原市南区磯部 にお住まいの、 さんです。

土地につきましては、番号1、座間字清水 、地目、畑、地積、476㎡。番号2、座間字清水 、地目、畑、地積、1,000㎡。番号3、座間字清水 、地目、畑、地積、1,000㎡。番号3、座間字清水 、地目、畑、地積、1,000㎡。番号4、座間字清水 、地目、畑、地積、434㎡。番号5、座間字清水向 、地目、畑、地積、101㎡。

案内図につきましては、資料4ページをご覧ください。

座間第3市民農園周辺にございます市街化調整区域の田、5筆でございます。

譲受人の さんですが、相模原市磯部で水稲作や露地栽培、果樹栽培を営む方で、農作業の経験は12年です。申請書には、相模原市農業委員会が発行した耕作証明書も添付されており、田、5,219㎡、畑、1,050㎡を耕作しております。

所有する農業機械は、トラクター、耕耘機、田植機等です。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第28号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由 並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 17日に農地部会員と事務局で該当の箇所を見て回りました。1番から申し上げますと、1番は、クリの木が植わっていました。2番はクリの木とミカン、それから、③のところでは、サツマイモ、ジャガイモが植わっています。それと、ミカンとクリがあります。4番が、カボチャ、キュウリ、クリが植わっていました。5番については、イチゴが植わっていました。全箇所とも耕作されており、特に問題ないという部会員含めての判断です。

以上です。

議 長 議案第28号の地区担当委員は大矢義孝委員です。 地区担当委員としての発言を求めます。

大 矢 委 員 ただいま部会長が言われたとおり、問題ないと思います。 以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑 ございませんか。

若菜推進委員 規模拡大しますということで農地を取得して、たった3年、4年たったらまた売ってしまうのかな、そういうことをやってしまっていいのかと思うのですけれども。きちんとした平らな畑に土盛りをして、そして、3年、4年たったら今度は人に売ってしまう。規模拡大でも何でもないのではないかと思うのですけれども。

議 長 事務局どうですか。

事 務 局 若菜適正化推進委員の言われた規模拡大ついてなのですけれども、確かに当時、い わゆる が買われるときというのは、確かに規模拡大をする意向で購入を 検討した上での3条許可申請を申請してきたと思うのですけれども、実情として、な かなか今、経営状況がうまくいかないというお話もあります。

> 実際に買われる方というのも、5年ほど前に相模原市で新規就農された方で、年齢 も40歳と若く、農業アカデミーでも果樹を専攻しているなど、意欲的に耕作を望まれ る方ですので、その方への売買ということで、今回、議題として上げさせていただい ている形でございます。

若菜推進委員 書類的には、きちんとそろっていると思うのです。ただ、 の姿勢です。一つ買って、三、四年で売買してしまうということ自体。そして、農業委員も当然、替わってしまっていう、事務局も替わってしまっている、知っている人というのは少

ないのです。すんなり通ってしまうのではないかということで多分、出していると思うのですけれども。それとも、初めから売買を目的に自分で買って、三、四年後にまた売買することを目的でやったのか、土盛りをするために、ただ単に購入をしたのか、よく分からないですけれども。ただ、農業法人だからこのようなことが許されるのかと思うのですけれども、個人で行ったら大変なことになってしまうと思うのです。

長 確かに言われるとおりだと思います。先ほど私も少し事務局とお話をさせてもらったのですけれども、結局、 が購入をして数年で転売したということは、私も少し納得できないのですけれども、基本的に次にされる方が、買われる方そのものはきちんとした新規就農者ということで、営農意欲があるということでよろしいかと思うのですけれども、問題は、3年ぐらい前に に売ったときには、書類そのものは整備はされているという大前提で売っていますので、そのときは、大丈夫だろうということで許可をしたのですけれども、結果的にこういうことになると、まずかったという考え方があります。

議

ただ、これを止める手法としては、やはり日常のパトロール等で今後、管理していかないと、あそこ何もやっていないではないかとか、貸してしまっているではないかという、やはりこういう売買の場合は、農業委員会そのものが地域で管理していく必要があるのかと思います。

これについては、なかなか、行政関係は書類関係で、いい悪いの判断をさせていただいていますので、現実でもなかなか、書類上では問題ないとなれば、オーケーを出さざるを得ないと。ただ、先ほども少し話したのですけれども、 については、今後少し注意してくださいという話をしておきましたけれども、これからそのような形で少し頭に置いた中で事業を進められればと思っています。その点は、今後また農業委員をやられる方も少し頭に置いておいていただければ幸いかと思います。

今回はそういうことで、私はそのものもいろいろ問題があると思いますけれども、 次にやられる方がしっかりしているという前提の中で、いいのではないか、しようが ないという結論を出させていただいたのは事実です。

ほかに何か。どうですか若菜推進委員。

若菜推進委員 に一言、農業委員会として言っておかなければいけないのではない かと思うのですけれども。次にまた が何かをやったら注意しましょうも いいかもしれないですけれども、皆さんはどうだか分からないですけれども、私はそ

う思います。また同じことをやりますよ。

若菜推進委員 はい。

議 長 先ほど事務局と話したのは、事務局のほうでも については、今後、こういう話があったら一応その辺のきちんとしたものは確認して、農業委員会へ出してほしいという話はしておりましたけれども、今後、出てくる可能性はなきにしもあらずだと思いますので、これについては、次にやられる農業委員会については、鋭意留意いただければ幸いかと思います。

今回については、正直に言って、 そのものに言ってもいいのですけれ ども、それよりも、やはり次の就農者にしっかりとやっていただければ、取りあえず それがベストなのかという判断をさせていただきました。

鈴木委員 この の代表者の方のお名前というのは、どなたなのですか。

事 務 局 申請書自体は、 の代表取締役から出ているものになり ますので、一応そちらに記載の代表者の名前ですと、 さんという方です。

議 長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第28号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

#### (賛成者挙手)

議長季手全員。よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第29号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

なお、本案につきましては、 委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限がございます。しばらくの間ご退席をお願いします。

( 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第29号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切な ものと認められるので議決を求めます。

令和5年5月25日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

譲渡人、座間市新田宿にお住まいの、さん。

譲受人は、座間市四ツ谷 にお住まいの、 さんです。

土地につきましては、四ツ谷字上川原 、地目、田、地積、281㎡です。

案内図につきましては、資料6ページをご覧ください。

座間ひまわりまつり四ツ谷会場の東側に位置する市街化調整区域の田、1筆でございます。

譲受人の さんですが、市内で意欲的に農業を営んでおり、権利取得後の経営面積は3万8,429㎡です。

農業機械は、トラクター、田植機、コンバインなどを所有しております。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第29号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由 並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件は、田ということで、申し訳ないのですけれども、事務局が全部、田に関して は見ているということで、問題ないと思います。

議 長 議案第29の地区担当委員は小泉聡委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小 泉 委 員 譲受人が 委員ということで、皆さんご承知の方ですので、意欲的に農業を 行っているので特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑 ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第29号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は

「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

#### (賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、委員の入室を許可します。事務局で案内をしてください。

委員 入室)

議 長 それでは、 委員にお伝えします。ただいま、議案第29号、農地法第3条の 規程に基づく許可申請については、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えま す。

次に、日程第7、議案第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

別紙記載の者を、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、 同法施行令第40条の7第2項の規定に基づき相続税の納税猶予に関する適格者証明を 発行したいので議決を求めます。

令和5年5月25日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

本件の相続税の納税猶予に関する適格者証明発行は、相続または遺贈により農地を取得し、引き続き農業を営む場合、一定の要件を下に相続税の全部または一部の納税が猶予されるもので、相続人が納税猶予の特例を受けるための要件に該当しているか、審査をするものです。

資料7ページをお開きください。

相続人は、座間市広野台一丁目 にお住まいの、 さん。生年月日は、昭和43年2月2日。職業は、医師です。

特例適用農地につきましては、番号1、東原三丁目 、地目、畑、地積、1, 071㎡。番号2、東原三丁目 、地目、畑、地積、991㎡。

案内図につきましては8ページをご覧ください。

座間市立南中学校、東側にある生産緑地の畑、2筆、合計、2,062㎡でございます。

さんでございますが、令和4年10月に父の さんが亡くなられ、息子の さんが当該農地を相続され、農業を継続するため納税猶予を受けたく申請があったもの

です。

営農計画書によると、ジャガイモ、ナス、ピーマンを作付する計画になっており、 本人と本人の母によりまして、農業経営を行います。

なお、所有する農機具等につきましては、耕耘機、トラクターとなります。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、提案理由 並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 それでは、報告します。これも17日の農地部会のメンバーで確認しております。番 号の1については温室になっていて、その温室の周りの畑を含めた形で登録されています。1番の温室を含めての中では、ウメの木、カキの木、ミカンの木等が大量に植わっていて、特に問題ないと思います。

今、温室の中については、準備中で野菜類は特に植わっていなくて、これから植えるということでした。

それから、②の畑ですけれども、この畑についてはいろいろな種類のものが植わっていまして、ブロッコリー、ピーマン、ジャガイモ、ナス、サトイモ、トマト、インゲン、ネギ、キュウリという春夏野菜が混在してたくさん植わっているような状態でした。

畑の中は全部きれいになっておりまして、特に問題ないと判断します。 以上です。

議 長 議案第30号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大 木 委 員 現地を確認しましたが、問題はありません。 以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑 ございませんか。

事務局 さんが所有のときに生産緑地に指定されまして、その後、生産緑地の買取

申出等の申請が上がってきていないため、生産緑地としてそのまま相続されたものとなります。ですので、そのまま生産緑地として継続です。

議 長 よろしいですか。

その他、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

#### (賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。ご質疑、ご意見等、何でも結構です。総会もあと2回となりましたので何かあれば。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局からは何かございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、令和5年第5回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時06分閉会

DI.	上の顛末をここ	に記載し	相違ないこ	レを証する	ために署名し	ます
$\nu_{\Lambda}$			10 F 4 V . C			A 7 0

議	長	
6	番	
7	番	